

## 証拠申出（証人申請）概要

## 第1 大垣警察署関係

## 1 坂上壽秋 大垣警察署警備課長（情報交換開始当時）

★立証趣旨：岐阜県警警備部において原告らの個人情報収集し保管（保有）していること、シーテック社と原告らに関する情報交換を行ったこと、原告らの個人情報をシーテック社に提供したこと。

★尋問の必要性：シーテック社の風力発電事業の予定地は養老署管内であって大垣署管内ではない。管轄外の大垣署警備課の警察官がシーテック社と原告らの動向に関する情報交換を始めたのは、岐阜県警警備部の指示によるものと考えられるので、その経緯を明らかにする必要がある。また、証人は原告らと個人的な知り合いではないことから、原告らに関する個人情報とその評価を入手したこと、及びこれらをシーテック社に提供したことについて、どのような内部手続が行われたかを明らかにする必要がある。さらに、実際にシーテック社と情報交換をして得た原告らの個人情報をどのように管理し、報告し、利用したかを明らかにする必要がある。上記事実関係について、被告県は認否をしないので、シーテック社との情報交換に当たった警察官本人の証言によって確認するほかない。

## 2 横山裕之 大垣警察署警備課長（朝日新聞報道当時）

★立証趣旨：坂上警備課長の業務を引き継いだ証人は、シーテック社との情報交換を続け、原告らの個人情報を収集し、保管（保有）し、原告らの個人情報をシーテック社に提供したこと。上記情報交換の実態が新聞報道により明らかにされた後に、原告らの個人情報の収集状況に変化が生じたか否かを明らかにすること。

## 3 前田 某 大垣警察署警備課巡査長（情報交換当時）

★尋問の必要性：証人は、大垣警察署警備課の職員のなかでは唯一全ての情報交換に立ち会った者である。シーテック社作成の議事録の内容の正確性や情報交換の全容について立証するため尋問の必要性が高い。

## 第2 岐阜県警察本部関係

## 1 警備第1課長（情報交換開始当時）

★立証趣旨：岐阜県警警備部において原告らの個人情報を保管（保有）していること、大垣署警備課に情報交換を指示したこと、収集した原告らの個人情報を警察庁警備局に報告していたこと。

★尋問の必要性：原告らは、大垣署管内のみで活動しているわけではないので（原告三輪、同松島の居住地は養老署の管轄）、原告らを情報収集の対象とし、シーテック社と情報交換を行うことを指示しているのは岐阜県警警備部に他ならない。岐阜県警警備部では、原告らの個人データを保有しており、さらに集積していればこそ、警備部組織として原告ら各自の言動や行動、行動予測に強い関心を抱いている。そこで、岐阜県警警備部において、原告らと直接、間接に接触することになるであろうシーテック社との情報交換を大垣署警備課の警察官に行わせることにし、シーテック社との情報交換に際して原告らの個人情報を使わせ、さらには原告らの個人情報を収集させることにしたものであるから、その経緯を明らかにする必要がある。

## 2 警備第1課長（朝日新聞報道当時）

★立証趣旨：岐阜県警警備部において原告らの個人情報を保管（保有）していること、シーテック社への原告らの個人情報の提供が違法であること。

★尋問の必要性：原告らの個人情報の収集をだれ（県警か警察庁か）が決めていたかは、その法的責任を明らかにする上で不可欠である。本来は秘密裏である情報交換の内容が新聞報道されたことで、その後もシーテック社との情報交換を続けるかどうかについて岐阜県警警備部内でなされた検討内容を明らかにする必要がある。その検討は、警察庁警備局の指示なくして決められることではないから、警察庁警備局とのやりとりの経過を明らかにする必要がある。

### 第3 警察庁関係

#### 1 高橋清孝（情報交換当時警察庁警備局長）

★立証趣旨：警察庁警備局において原告らの個人情報と保管（保有）していること。

★尋問の必要性：個人に関する公安情報はそれ自体が犯罪に該当するようなものではないから、都道府県単位の警察にとってはどのような個人について情報を収集すればよいか判別ができない。よって個人に関する公安情報としてどのような人物のどのような情報を収集するかは警察庁警備局で決めるほかはなく、その利用法についても統一的に行う必要がある。したがって、個人情報の収集が「公共安全と秩序の維持」という観点から正当化され得るとしても、警察庁警備局において何らかの基準を作り、これを全国の警察に示さざるを得ない。そこで、警察庁警備局において警察法2条1項の「公共安全と秩序の維持」のために合法的と認め、収集対象とすべき個人の判断基準、個人情報の内容事項、都道府県警察警備部における収集方法、警察庁警備局への報告体制、利用方法等を明らかにする必要がある。

さらに、大垣署警備課とシーテック社との情報交換が朝日新聞に報道された際、情報交換を継続するのかどうかは岐阜県警警備部だけで判断することはできない事項であるので、警察庁警備局との協議内容、指示の内容を明らかにする必要がある。

#### 2 大石吉彦（現警備局長）

★立証趣旨：警察庁警備局が原告らに関する個人情報を保管（保有）していること。

★尋問の必要性：朝日新聞の報道後、原告らが岐阜県警に自己情報開示請求をしたところ、「存否応答拒否」であった。原告らが開示請求した時点で既にすべて抹消していたのであれば、「不存在」と回答すればよいところを、「存否応答拒否」としたのはこの当時からその後も保有し続けている可能性が高い。本訴において個人情報の抹消請求を行っているところ、その事実関係について被告らは認否をしない。そこで、警察庁警備局において原告らの個人情報を保有しているのかどうかを明らかにする必要がある。

### 第4 シーテック社関係

#### 1 加藤 廣（情報交換時、シーテック社再生可能エネルギー事業本部風力発電部地域対応G長）

★立証趣旨：大垣署警備課からの働きかけによって情報交換を行ったこと、大垣署警備課から原告らの個人情報を提供されたこと、原告らの個人情報を収集するようになったこと、これを大垣署警備課に提供したこと。

★尋問の必要性：シーテック社は上石津町内で風力発電事業を始めるに当たって、同事業によって影響を受ける可能性がある地域住民らが懸念する事項について誠実に回答せず、むしろ公安警察と密接に連携し、上記事業に不安や疑問を抱く住民や市民らの動向について情報交換をすることを通じて孤立化させ、上記事業を強行しようとした。このような手法はシーテック社、さらには同社の親会社である中部電力において通常行われているのかどうか。本件におけるシーテック社と大垣署警備課の原告らに関する情報交換の経緯ないし経過を明らかにすることによって、公安警察による原告らの個人情報の収集・利用の異常性、違法性を明らかにする。

被告らは、情報交換の内容について認否せず、議事録(甲1)の記載内容についても否認をしているので、情報交換の相手方であり、議事録の作成者であるシーテック社の責任者(再生可能エネルギー事業本部風力発電部地域対応G長)である証人を尋問する必要性は高い。

#### 2 玉田 某（シーテック社の「議事録」作成者）

★尋問の必要性：証人加藤についてのものに加え、証人玉田はシーテック社の従業員としてただ一人、大垣署警備課との情報交換全4回すべてに参加していた者であり、議事録内容の正確性及び情報交換の全容を明らかにするために尋問の必要性は高い。

### 第5 原告ら本人尋問（略）

## 第 189 回国会参議院内閣委員会高橋清孝・警察庁警備局長(当時)の答弁(抜粋)

(2015年6月4日－5月26日の質疑の続き－。下線は資料作成者がつけた)

○山下芳生君 日本共産党の山下芳生です。(中略)なぜこの事件が明らかになったのかといいますと、中部電力の子会社シーテックという会社が大垣署の警察官と会ったときの議事録をまとめていた、その議事録が明るみになったことで事件が発覚したわけであります。五月二十六日、当委員会で山谷えり子国家公安委員長はこう答えました。「お尋ねの件でございますけれども、大垣署の警察官が関係会社の担当者と会っていたという報告を受けております。」。

そこで、今日は警察庁警備局長に来ていただいておりますが、山谷国家公安委員長にはどのような報告がされているのか。つまり、大垣署の誰がシーテックの誰といつどこで会ったのか、それはどんな内容だったのか、山谷大臣には報告されているんでしょうか。

○政府参考人(高橋清孝君) お答えいたします。本件につきましては、岐阜県警察より報告を受けておりまして、その報告内容に基づき、事業者との面会の趣旨、日時を含む本事案の概要やその後の対応について大臣に説明を行っております。

○山下芳生君 (前略)山谷大臣への報告では、大垣署の警察官はシーテックの社員といつ会ったとされていますか。

○政府参考人(高橋清孝君) その面会の日時、いつ会ったかにつきましては、大臣には報告しておりますけれども、この場で御説明することは今後の警察活動に支障がございますので、お答えできないということでございます。

○政府参考人(高橋清孝君) 警察の立場としましては、岐阜県警からよく事情といたしますか状況を聞いておりまして、岐阜県警からは、この大垣署の警察官が、公共の安全と秩序の維持という責務を果たす上で、通常行っている警察業務の一環として事業者の担当者と会っていたもので、警察法でありますとか岐阜県の個人情報保護条例の規定にのっとり適正に個人情報を取り扱っているというふうに報告を受けておりまして、我々もそのように認識しております。

○山下芳生君 五月二十六日の当委員会で山谷大臣は、本件につきましては、大垣署の警察官が通常行っている警察業務の一環として事業者の担当者と会っていたものと承知しておりますと御答弁されました。そこで、伺いますけれども、この議事録に記されているような活動が通常行っている業務なんですか。

○政府参考人(高橋清孝君) 済みません、議事録に記載されている業務というのはちょっと分かりかねますが、通常行われている業務というのを御説明申し上げますと、一般に警察は、管内における各種事業等に伴い生じ得るトラブルの可能性につきまして、つまり各種事業というのはそういう風力発電事業でありますとか道路工事業とか様々な事業があると思っておりますけれども、そういう各種事業等に伴い生じ得るトラブルの可能性について、公共の安全と秩序の維持の観点から関心を有しております、そういう意味で、必要に応じて関係事業者と意見交換を行っております。そういうことが通常行っている警察の業務の一環だということでございます。

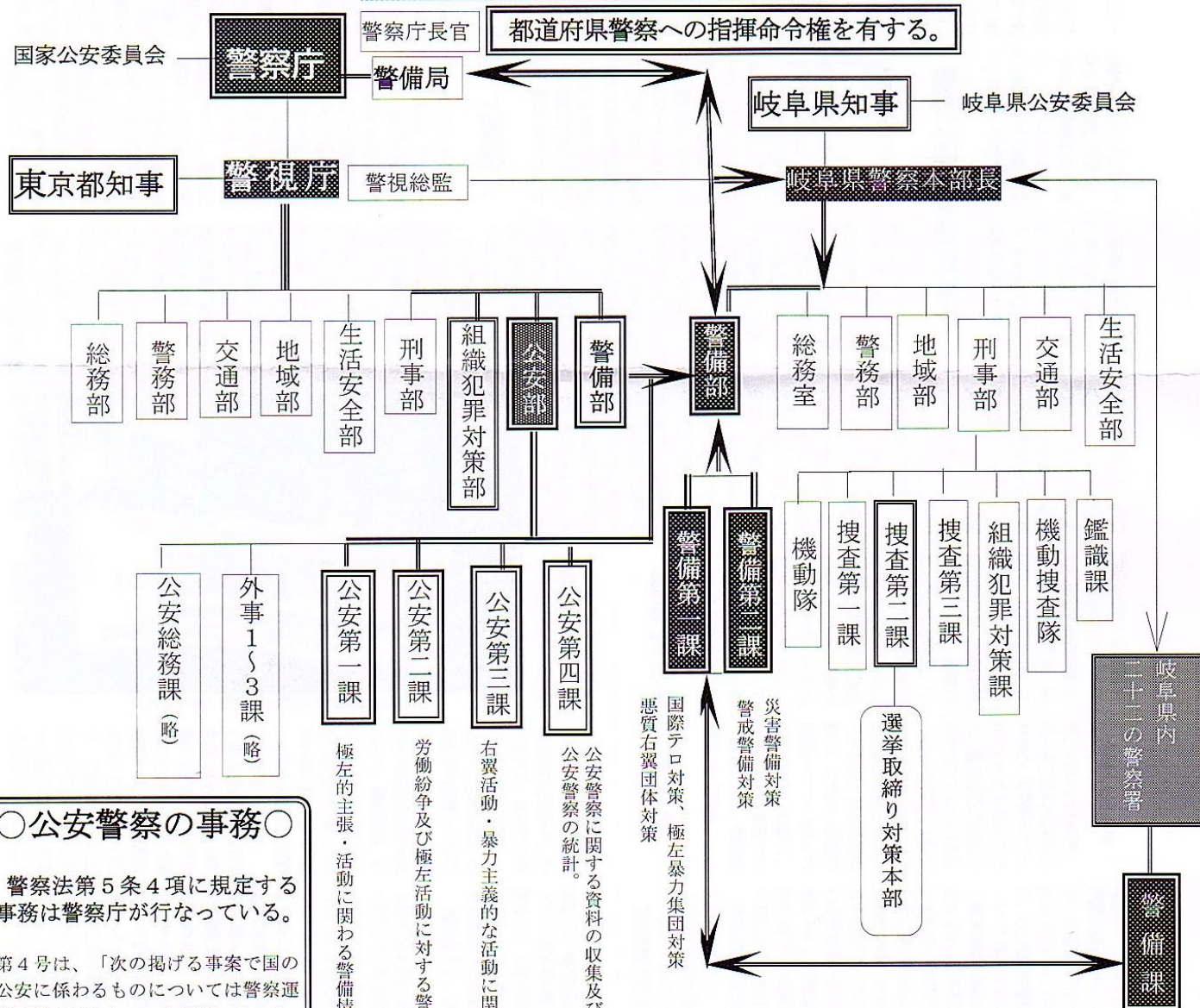
# 警察とは 内閣府の外局機関

- 日本における警察は、警察法2条1項の定めるところにより、個人の生命、身体および財産の保護に任じ、犯罪の予防鎮圧および捜査、被疑者の逮捕、交通の取り締まりその他公共の安全と秩序の維持を責務とする行政機関。
- 警察組織には、①「刑事組織」と②「警備・公安組織」があります。
  - ① は、(司法警察活動) ・ ・ ・すでに起こった犯罪についての捜査や犯人の逮捕などの活動。(テレビで放映される刑事ドラマ)
  - ② は、(行政警察活動) ・ ・ ・騒乱・内乱を未然に防ぎ、国内の安寧を保つことを目的とする公安活動。発生した場合に鎮圧する警備活動。
- 公安警察は、国家公務員と都道府県の地方公務員で組織されており何をこなしているかは組織内でも知らされていない。

## ◇警察官職務執行法 (この職務を遂行するための組織法)

第1条(目的) この法律は、警察官が警察法に規定する個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、公安の維持並びに他の法令の執行等の職権職務を忠実に遂行するために、必要な手段を定めることを目的とする。  
 2 この法律に規定する手段は、前項の目的のため必要な最小の限度において用いるべきものであって、いやくもその濫用にわたるようなことがあってはならない。

## 警察機構図・組織図



### ○公安警察の事務○

警察法第5条4項に規定する事務は警察庁が行なっている。

第4号は、「次の掲げる事案で国の公安に係わるものについては警察運営に関すること。」と規定し、ロ、ハの三項目を挙げている。

イ 民心に不安を生ずべき大規模な災害に係わる事案。  
 ロ 地方の静穏を害するおそれのある騒乱に係わる事案。  
 ハ 国際関係に重大な影響を与え  
 以下略・・・

■の部分で公安警察

○収集情報の流れは、

○県内の各警察で集められた情報は、警察庁に集積される仕組みとなっている。